

大学入試センター中期計画等の策定及び評価等に関する方針

平成27年3月31日
理事長裁定

改正 平成29年3月31日理事長裁定

改正 平成30年9月30日理事長裁定

改正 令和2年3月31日理事長裁定

改正 令和3年5月31日理事長裁定

大学入試センター中期計画等の策定及び評価等に関する方針

(目的)

第1条 この裁定は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及び評価に関し必要な事項を定め、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の業務の適正を確保するための体制の整備に資することを目的とする。

(現場が関与する中期計画等の策定)

第2条 中期計画等の策定及び業務実績報告書の作成に当たっては、特に業務の現場の担当者との関与を求める意味から、各業務の担当部課等による原案をもとに検討するものとする。

2 理事は、中期計画等及び業務実績報告書の原案について検討し取りまとめるために、必要に応じ試験・研究統括官、試験・研究副統括官、試験・研究統括補佐官、審議役、企画調整役、部長、次長、課長及び参事を招集して行う会議を主宰することができる。

(中期計画等の進捗管理体制の整備)

第3条 理事長は、中期計画等に掲げられた業務の進捗について、役員会議その他の機会において、適宜、担当の試験・研究統括補佐官、審議役、企画調整役、部長、次長、課長及び参事（以下「部課長等」という。）に報告させるものとする。

2 理事は、原則として毎週一回、部課長等（研究開発部長を除く。以下同じ。）を招集して連絡会を主宰し、業務進捗状況について部課長等に報告させ、部課長等の担当業務が所定の手順に沿って行われていることを確認するものとする。

3 理事は、前項により部課長等から報告のあった進捗状況のうち必要な内容について、理事長に報告するものとする。

4 理事長又は理事は、第2項による報告その他により、業務が所定の手順に沿って行われていないと認めた場合には、速やかにその是正を関係の職員に命じ、又は適切な指導をするものとする。

(中期計画等に基づき実施する業務の評価体制)

第4条 中期計画等の策定及び業務実績報告書の作成に当たっては、それらの内容が恣意的なものにならないよう、次の各号に掲げるものその他関係者から寄せられる意見及び評価を適宜踏まえて検討するものとする。

一 各年度の大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の実施後、センターからの求めに応じ、利用大学から提出された当該年度の共通テストの実施状況及び実施方法等についての意見等

二 利用大学の試験実施担当者を対象とした大学入学共通テスト入試担当者連絡協議会において、参加者から示された意見等

三 高等学校関係者を対象とした大学入学共通テスト説明協議会において、参加者から示された意見等

四 試験問題評価・分析委員会から提出された各年度のセンター試験及び共通テストの試験問題の内容・程度についての評価

五 各事業年度における大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究について研究成果発表会において示された外部有識者その他参加者の意見

六 各中期計画事業期間における大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究の成果について、研究開発部外部評価委員会から提出された評価
(業務に係るマニュアルの整備)

第5条 センターは、共通テストの運営・実施業務、監督業務、成績提供業務及び試験問題冊子・答案の輸送業務に係るマニュアルを整備し、大学入学共通テスト入試担当者連絡協議会において、その内容を利用参加大学の担当者と共有するとともに、センターの職員に対しても適宜研修会等を実施してその内容を周知徹底することとする。

2 センターは、上記の業務以外の業務についても、必要に応じ作業手順についてのマニュアル及び基準を適宜作成して関係する職員に周知するものとする。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この裁定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月30日)

この裁定は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この裁定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日)

この裁定は、令和3年6月1日から施行する。